

鹿児島工業高等専門学校FD・SD専門委員会規則

(設置)

第1条 鹿児島工業高等専門学校総務企画委員会規則第7条の専門委員会として、FD・SD専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規則において「FD」とは、ファカルティ・ディベロップメント（授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な取組）をいう。

2 この規則において「SD」とは、スタッフ・ディベロップメント（教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員（非常勤を含む。以下同じ。）に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための取組）をいう。

(目的)

第3条 委員会は、校長の諮問に応じ、FD及びSDについて本校の基本事項を審議し、対応策を策定し、教職員の意識改革の推進を図るとともに、本校における教育研究活動等の機能の充実に寄与することを目的とする。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副校長（総務企画主事）
- (2) 副校長（教務主事）
- (3) 総務企画主事補
- (4) 学科から推薦された教員 各1名
- (5) 一般教育科から推薦された教員 1名
- (6) 総務課長及び学生課長
- (7) その他校長が必要と認めた者

(任期)

第5条 前条第4号、第5号及び第7号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、副校長（総務企画主事）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(他の委員会等との連携)

第8条 委員会は、他の委員会等と相互に連携し、本校におけるFD及びSDの推進活動を補完し合う。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、総務課及び学生課が協力して処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和4年5月11日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のFD専門委員会の委員である者は、改正後のFD・SD専門委員会の委員とし、その任期は、令和5年3月31日までとする。
- 3 鹿児島工業高等専門学校SD専門委員会規則は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年10月8日から施行し、令和7年4月1日から適用する。